

審判委員会規定

第 1 条 この規定は、釧路地区サッカー協会規約、第 5 章専門委員会、第 25 条により定める。

第 2 条 当委員会は、次のような事項を目的として事業を行う。

(目的) 審判員の養成及び審判技術の向上や競技規則の解釈並びに指導普及

(事業) 1 審判研修会の開催

2 競技規則改正に伴う資料の提供及び解釈指導

3 公式競技会に対する審判員の派遣及び割当て

4 上級を目指す審判員の養成指導

5 その他、審判に関すること

第 3 条 当委員会の委員は常任理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

第 4 条 当委員会には委員長、副委員長を置く。

第 5 条 当委員会は必要あるとき、委員長が召集して開催する。

第 6 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 補充のため就任した委員の任期は、前任委員の残存期間とする。

細 則 本規定は、平成 9 年 4 月 1 2 日より施行する。

技術委員会規定

第 1 条 この規定は、釧路地区サッカー協会規約、第 5 章専門委員会、第 25 条により定める。

第 2 条 当委員会は、次のような事項を目的として事業を行う。

(目的) 釧路地区におけるサッカーの技術の向上及び指導者の養成を図ると共に、広くこれを普及する。

(事業) 1 技術講習会及び指導者講習会の開催

2 選抜チームに係わる業務

3 各種事業への参画

第 3 条 当委員会の委員は常任理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

第 4 条 当委員会には委員長、副委員長を置く。

第 5 条 当委員会は必要あるとき、委員長が召集して開催する。

第 6 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 補充のため就任した委員の任期は、前任委員の残存期間とする。

細 則 本規定は、平成 9 年 4 月 1 2 日より施行する。

規律・フェアプレー委員会規定

- 第 1 条 この規定は、釧路地区サッカー協会規約、第 5 章専門委員会、第 25 条により定める。
- 第 2 条 本規律委員会においては、地区サッカー協会に関わる規律問題を処理する。
尚、懲罰基準は日本協会制定の懲罰基準に準ずる。
- 第 3 条 当委員会の委員は常任理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
2 補充のため就任した委員の任期は、前任委員の残存期間とする。

細 則 本規定は、平成 9 年 4 月 1 2 日より施行する。